

別紙 2

米国 NOAA

「IUU 漁業及び水産物偽装のリスクがある
魚種を定める原則と、リスクがある魚種の
リスト」(2015年10月30日)の和訳

WWF ジャパン

一般社団法人 食品需給研究センター

担当省庁:

国立海洋漁業局 (NMFS)、商務省国立海洋大気庁 (NOAA)

措置:

決定の通知

概要:

国家海洋会議の IUU 漁業及び水産物偽装に関する委員会 (NOC 委員会) は、IUU 漁業又は水産物偽装のリスクがある魚種 (at-risk species) を特定するための原則、並びにその原則に基づいて作成された「リスクがある魚種のリスト」を最終決定した。

日付:

原則及びリスクがある魚種のリストは 2015 年 10 月 30 日に最終決定された。

詳細情報に関する連絡先:

国立海洋漁業局・持続可能漁業局 ダニエル・リユー (電話: 301-427-8516、電子メール: Danielle.Rioux@noaa.gov)

補足情報:

NOAA の統計によると、2013 年、米国の漁業者は重量 99 億ポンド、価値にして 55 億ドルの魚介類を陸揚げした。違法・無規制・無報告 (IUU) 漁業及び水産物偽装は、米国及び世界の水産物資源の持続可能性を損ない、生態系の全般的健全性に悪影響を及ぼしている。同時に、IUU 漁業及び偽装水産物は、合法市場を歪め、法を遵守する漁業者の製品及び水産業と世界規模で不当に競合している。2015 年 3 月 15 日、商務省と国務省が共同で議長を務めた「IUU 漁業及び水産物偽装撲滅に関する大統領タスクフォース (タスクフォース)」は、歴史的一步を踏み出し、「タスクフォース勧告を実施する行動計画 (行動計画)」を発表した。

行動計画

この行動計画(http://www.nmfs.noaa.gov/ia/iuu/noaa_taskforce_report_final.pdf)は、2014年12月にタスクフォースが大統領に行った、「IUU 漁業及び水産物偽装撲滅のための包括的枠組みに関する勧告」を実施するために連邦省庁が講じる積極的措置をはっきり示したものだ。行動計画は、法執行を強化し、州・地方政府、業界、非政府組織とのパートナーシップを形成及び拡大し、水産物を収穫¹から米国内における取引に至るまで追跡するリスクに基づくトレーサビリティプログラム（既存のトレーサビリティ機構を含む）を策定するための行動を明記している。行動計画を通じて期待される行動は、IUU 漁業及び偽装表示水産物について旗国、寄港国、市場国の各レベルで取り組むことを意図している。タスクフォースが着手した作業は、2015年4月に設置された NOC 委員会の監督の下続けられる。

本最終通知は、タスクフォース勧告第14号及び第15号を実施するためのいくつかあるステップの1つであり、「現在重大な水産物偽装の対象になっている、又はIUU 漁業により漁獲される重大なリスクがあるため現在特に懸念される魚種又は水産物」を特定している。これらの勧告の実施に着手するに当たり、NOC 委員会が中心となって作業部会を設置した（作業部会）。この作業部会は国務省、食品医薬品局、国土安全保障省、税関・国境取締局、米国通商代表部などの連携省庁から構成される。

最初のステップとして、NOC 委員会は作業部会を通じ、IUU 漁業又は水産物偽装のリスクがある魚種を特定するためにどの原則を適用するかに関して**連邦官報** ([80 FR 24246](#)、2015年4月30日) 上でパブリックコメントを募った。パブリックコメントは書面及びウェビナーを通じて受領された。作業部会はこのコメントを考慮して原則草案を作成し、またこの原則を基にリスクがある魚種のリストの草案を作成した。この原則及びリストの草案は**連邦官報** ([80 FR 45955](#)、2015年8月3日) に掲載され、追加のパブリックコメントが募られた。このパブリックコメント期間は**連邦官報** ([80 FR 50270](#)、2015年8月19日) を通じて2015年9月11日まで延長された。作業部会はパブリックコメント期間に寄せられた意見を検討し、IUU 漁業又は水産物偽装のリスクがある魚種を特定するための最終原則、並びにリスクがある魚種の最終勧告リストを作成した。

この発行を通じて、IUU 漁業及び水産物偽装のリスクがある魚種のリストが、一般市民に通知されると共に、行動計画での規定通り、タスクフォースの適正行動勧告を実施する任を負う機関にも伝達された。本リストは法的要件を課すものではないが、行動計画に記述され

¹ 訳注：原文は harvest。SIMP 最終規則において harvest は、養殖水産物の収穫だけでなく、天然漁獲漁業における漁獲漁船から漁港での陸揚げ（転載する場合には、漁獲漁船から運送船への転載）を意味する用語である。

ているように、リスクに基づく水産物トレーサビリティプログラムの開始にあたり情報を提供する。このトレーサビリティプログラム自体はマグナソン・スティーブンス漁業保存・管理法に従い、公示とパブリックコメントからなる規則制定プロセスを通じて策定され、このプロセスはデータ要件、プログラム設計、及びプログラムの第一段階で適用される魚種を扱う。トレーサビリティプログラムの実施及び執行には米国の他の省庁の関与も必要になるかもしれない。

IUU 漁業及び水産物偽装のリスクがある魚種を特定するための

原則

原則を策定するに当たり、作業部会は 2 度のパブリックコメント期間中に寄せられたコメントを検討した。作業部会は、IUU 漁業・水産物偽装の潜在的リスクの指標としての様々な原則の強みや有用性、並びに原則の評価に用いられるデータの測定可能性及び堅牢性 (robustness) を評価した。作業部会は、ある魚種が複数の原則に結びつけられることで関連リスクが誇張されることのないよう、また IUU 漁業リスクと水産物偽装リスクが区別されるよう、原則間の重複を最小限にした。そして作業部会はこの原則を魚種基本リストに適用して IUU 漁業又は水産物偽装のリスクがある魚種のリストを作成した。

両パブリックコメント期間中に寄せられたコメントを作業部会が評価・統合し、以下の最終原則を策定した。魚種及び魚種グループの評価はこの原則を用いて行われた。

- **法執行能力:** 米国及びその他の国の法執行能力の存在及び有効性。漁業管理法を執行する既存の法的機関及びこの法令を当該魚種の全漁業域で執行する能力 (リソース、インフラ等) を含む。
- **漁獲証明制度 (Catch Documentation Scheme):** 当該魚種の全漁業域における漁獲証明制度の存在、並びにもしそれが存在する場合、その有効性。例えば、適切な文書化 (documentation) がされないことで漁獲可能量と当該魚種の取引量に相違が生じているか、など。
- **流通・加工行程管理の複雑さ:** 当該魚種の流通・加工行程管理の透明性への考慮。例えば、当該魚種の転載 (この文脈では、洋上または港での漁船間の移動を指す) の程度、また魚種や漁獲物の混合に関係するサプライチェーンの複雑さ及び加工の程度 (例えば、複数の国境を越える魚介、加工のために一般的に輸出される魚介、販売される魚介がフィレブロックか魚体のままか)。
- **魚種の誤伝達:** 別魚種による代用に関係する誤伝達として知られる事例。特に水産製

品への誤表示などの誤伝達。

- **誤表示またはその他の誤伝達**：魚種同定に関係する誤表示以外の情報誤伝達として知られている事例（例えば、原産国や「天然漁獲か養殖か」や製品重量に関する通関における誤分類または誤伝達）
- **違反歴**：米国およびその他の国におけるある魚種を対象とした、特に IUU 漁業に関する漁業法令違反歴。
- **人間の健康へのリスク**：誤表示、その他の形態の誤伝達、又は魚種の代用が消費者に健康懸念をもたらした事例。例えば、製品表示が不正に為されたことで異なる生産・収穫・取り扱い基準が適用され人間の健康懸念が生じたケースや、高レベルの有害病原菌やその他の毒素が代用魚種から直接導入されたケース等。

原則の適用

国内陸揚げ又は輸入される水産物の魚種数が多いことから、作業部会は評価対象となる魚種基本リストを以下の要素を考慮して作成した：(1) 国内陸揚げ・輸入の額（2014 年の輸入額又は国内陸揚げ額が 1 億米ドルを超える全魚種が基本リストに入れられた）、(2) 1 ポンド当たりの製品コストが高いことにより作業部会により特定された魚種（製品コストが高いと IUU 漁業及び偽装に対するインセンティブが高まる）、(3) 作業部会メンバー機関の代表者の専門性に基づいて提案された魚種。作業部会が複数の関連種をひとまとめにしたケースもあった（例えば、エビ）。これは、基礎データの分類法によりそれ以上個別に分析していくことができなかつたためである。また、作業部会が商業上・市場上の重要性に基づいてより大きな魚種グループ単位で特定できたケースもあった（例えばレッドスナッパー）。

作業部会は、「過去 5 年間」が意志決定を行うに当たって適切なデータ対象期間であると判断した。なぜなら、これより長い期間だと一部の漁場で達成された改善が反映されないかもしれず、これより短い期間だと特定魚種のリスクを特定するためのデータが十分に得られない可能性があるからだ。

上述の原則を適用して分析した魚種・魚種グループのリストを以下に示す。このリストはトレーサビリティプログラムの第一段階が適用されるリスク魚種のリストではないことに留意して欲しい。

アワビ、カジキ類 (Billfish)（マカジキ (Marlins)、フウライカジキ、バショウカジキ）、ナマズ (アメリカナマズ科)、タイセイヨウダラ、マダラ、ブルークラブ、アメリカイチョウガニ、タラバガニ、ズワイガニ、シイラ (マヒマヒ)、カキ、ハタ、タイセイヨウモンツ

キダラ、タイヘイヨウオヒョウ、レーク又はイエローパーチ、ロブスター、サバ、メンヘーデン、アカマンボウ、オレンジラフィー、レッドドラム、レッドスナッパー、ギンダラ、アトランティックサーモン、キングサーモン、シロサケ、ギンザケ、カラフトマス、ベニザケ、ホタテガイ、シーバス、ナマコ、エビ、サメ、シタビラメ、イカ、チョウザメのキャビア、メカジキ、ティラピア、マゼランアイナメ、マグロ類（ビンナガ、メバチ、クロマグロ、カツオ、キハダ）、カマスサワラ、スケトウダラ、シロガネダラ。

リスクがある魚種の候補リストについて寄せられたパブリックコメントに基づき、上記の原則に従って以下の 8 つの魚種・魚種グループについても追加で分析を行った：カタクチイワシ、ウナギ、ヒラメ・カレイ類 (Southern flounder / Summer flounder)、タコ、ピンクガイ、ウィークフィッシュ、ガンギエイ、アカエイ。

輸入魚種、国内陸揚げ魚種の両方について、以下に記述する通り、同じ原則、データソース、手法を用いて評価を行った。原則別の重みづけは行わず、等しく扱った。加えて、作業部会は原則間の相互作用も重要と考えた。例えば、法執行能力と違反歴の相互作用は魚種を評価するに当たって重要だった。ある 1 つの原則（例えば、漁獲証明制度）の有無はリスク評価を行うに当たって決定的な要素ではなかった。

以下の連邦機関が魚種リストの分析に貢献した： 国務省海洋国際環境科学局海洋保全室、国務省経済成長エネルギー環境担当次官、商務省 NOAA 海洋漁業局国際問題水産物監査室、商務省 NOAA 海洋漁業局持続可能漁業室、商務省 NOAA 海洋漁業局科学技術室、商務省 NOAA 海洋漁業局法執行室、商務省 NOAA 執行局法制室、商務省 NOAA 漁業保護資源局法制室、国土安全保障省税関国境保護局、食品医薬品局食品安全局水産物室、食品医薬品局分析支援研究室、食品医薬品局法令遵守室、通商代表部環境天然資源室、通商代表部法制室。これらの機関から得たデータや専門的意見を含むリソースを基に原則の分析及び適用が進められた。さらに、米国政府により検証可能なソースから得た情報も使用され、これには米国が加盟する地域漁業管理機関 (RFMO) が収集したデータが含まれる。米国政府はそれらの RFMO の科学データの整備及び検証に積極的に関与している。

各原則に照らして各魚種への分析を完成させる目的で、上に掲載した機関の各専門家から構成される複数の小作業部会が設置された。そして、IUU 漁業及び水産物偽装のリスクが特に高い魚種を決定するため、作業部会がそれらの小作業部会の分析結果をまとめた。作業部会によると、魚種に及ぶ一連のリスクはリスクの種類だけでなく、リスクの規模によっても変動する。例えば、大量に販売されているある魚種の代用の事例は、米国市場で希少な魚種の代用事例とは別物とみなされた。

さらに、作業部会が原則と照らして一連のリスクを議論する中で、ある魚種に関連する法執行能力と違反歴の関係が明らかになった。多くの場合、違反歴は当該種に対する法執行能力が強力であることを示唆している。逆に言えば、魚種によって、違反歴がないことは、違反

を検知又は訴追する能力が欠如していたためかもしれない。

2 度目のパブリックコメント期間の後、作業部会が再招集され、パブリックコメントを基に分析に追加された 8 つの魚種及び魚種グループ、並びに既に議論されていた魚種に適用される、米国政府により検証可能な過去 5 年間分の新関連情報について議論が行われた。これらの議論に基づき、IUU 漁業及び水産物偽装のリスクが現在高いと考えられる魚種のリストが草案から修正された。

IUU 漁業及び水産物偽装のリスクがある魚種

作業部会は、漁業及びサプライチェーンには固有の複雑性があるため、あらゆる魚種は何らかの IUU 漁業又は水産物偽装のリスクにさらされる可能性があると認識している。この魚種リストは、IUU 漁業又は水産物偽装の現在のリスクに基づいてトレーサビリティプログラムの第一段階において優先しても問題ないとされる魚種を特定するために作成されたものである。行動計画に従って、トレーサビリティプログラムの第一段階で実践されることは定期的に評価され（手始めは 2016 年 12 月までに発行される報告書）、「それが意図される目的を満たしているか、また水産物偽装を予防し、IUU 漁業と闘うためのより多くの情報を得るためにどう拡大できるか」が議論される。

この評価に基づき、作業部会は以下の通り、IUU 漁業及び水産物偽装のリスクがある魚種及び魚種グループのリストをアルファベット順で作成した。（この最終通知の付録 A に魚種／魚種グループの学名を掲載する。）作業部会の知見の簡単な要約をここに示す。作業部会が検討したデータの詳細や審議内容はデータ機密性や法執行事由により開示されない。

アワビ: アワビは法執行上の懸念があるためリスクがあるとみなされる。アワビ漁では長く密漁が行われてきており、高価な水産物であるアワビには闇市場が存在する。アワビ漁は主に海岸近くで小型漁船により行われ、特殊漁具を必要としないため、ある程度の法執行能力をもってしても違法収獲を検知することは難しい。アワビでは IUU 漁業のリスクに加えて、ニシキウズガイなどをアワビに偽装する代用も行われている。

タイセイヨウダラ: タイセイヨウダラは、他の白身魚による代用や、オーバークレージング（アイスコーディング）や重量偽装による誤表示の対象になってきた。法執行能力が存在するにもかかわらず、タイセイヨウダラはその漁獲水域の一部において IUU 漁業の対象になっている。米国を含む一部地域に厳格な報告要件が存在するにもかかわらず、その全獲水域を対象とする効果的な漁獲証明制度が存在しないことが IUU 漁業リスクを高める要因になっている。

ブルークラブ: タイセイヨウブルークラブは生体や高度に加工されたカニ肉としてなど、

様々な形態で販売されている。カニ肉製品になってしまうと、魚種を特定する方法は DNA 鑑定に限られてしまう。この魚種の代用と誤表示は長く大きな問題になっている。ブルークラブでは、東南アジア原産のワタリガニとの代用または混合が行われている。誤表示の多くは産地の偽装だが（他の場所で漁獲されたカニが「メリーランドクラブ」として販売される）、カニ肉の重量偽装事件もあった。

シイラ：シイラ（別名マヒマヒ）に関しては法執行能力及びその漁業の全地理的範囲を通じた漁獲証明制度が欠如しており、IUU 漁業の対象になりやすい。一部のシイラは米国に流入する前に転載されるため、産地誤表示の懸念が指摘されている。また、イエローテールフラインダーがシイラとして販売される代用も行われている。

ハタ：ハタはハタ科に属する魚の総称であり、主にハタやスポテッドグルーパーといった名称で漁獲、販売されている。ハタ類では漁業違反が長く行われており、その全漁業域において漁獲証明制度が整備されていない。加えて、世界中に分布するこの魚種は転載が行われ、国内の地方でも、地域・第三国にある加工工場でも加工される。ハタでは代用事例が多く確認されており、これにはバラムツ（ゲンピロトキシンを含む危険がある）など、人間の健康に懸念をもたらす水産物による代用が含まれる。

タラバガニ：タラバガニでは漁業違反が多く報告されており、一部の地域では法執行能力も不足している。米国を含め一部地域の報告要件が厳格であるにも関わらず、その全漁業域における効果的な漁獲証明制度の欠如が IUU 漁業リスクを高める要因になっている。タラバガニは特に産地偽装や代用による水産物偽装のリスクが高い。さらに、タラバガニは米国に入る前に転載されることが多いため、IUU 漁業や水産物偽装のリスクが高い。

マダラ：マダラは関連する法執行能力が高いにも関わらず IUU 漁業リスクが高い魚種である。世界中で IUU 漁業者のターゲットになっており、漁業違反が多く報告されている。また加工と転載が世界規模で行われている魚種でもある。米国を含む一部水域において報告要件が厳しいにも関わらず、その全漁獲水域を通じた有効な漁獲証明制度が欠如していることが IUU 漁業リスクを高める要因になっている。加えて、タイセイヨウダラと同様、他の白身魚による代用の事例やオーバーグレーディング（アイスコーティング）や重量偽装による誤表示に関する懸念がある。

レッドスナッパー：レッドスナッパーは、米国を含む一部地域の報告要件が厳しいにも関わらず、漁業違反歴があり、その全漁獲水域を通じた漁獲証明制度が欠如しているため、IUU 漁業リスクが高い魚種である。また全漁獲水域を通じて法執行能力に関する懸念が存在する。加えて、代用が多く摘発されており、一部の代用魚種（メバル、クルマダイ、その他のスナッパー（フエダイ）等）は寄生虫や天然毒素を介して人間の健康にリスクをもたらす。

ナマコ：ナマコは、法執行能力の欠如や関連する違法漁獲や密輸の存在を理由に IUU 漁業

リスクが高いと考えられている。また、この魚種はその全漁獲水域を通じて漁獲証明制度が欠如しており、転載も大量に行われている。ナマコは生体で販売されることが多いが、保存のため乾燥製品に加工されることもある。誤表示の懸念もあり、特に違法収獲品を隠すための発送・輸出書類の偽造と関連していることが多い。

サメ類: リスク魚種リストに掲載されている「サメ類」はヒレとして売られることが多い魚種グループを指し、このうち一部の魚種はステーキやフィレとしても売られている。製品形態によっては、識別ガイドや DNA 鑑定なしに魚種を特定することが難しくなる。そのため、作業部会は全サメ魚種をグループにまとめてリスクを評価することにした。魚種グループとしてのサメ類は加工、転載が行われるため漁業違反が多く報告されており、その全漁獲水域において法執行能力が欠如している。フカヒレは世界中で取引されており、これが法執行上の懸念になっている。サメ類関連の IUU 漁業リスクに加えて、フカヒレ模造品がフカヒレとして販売される偽装問題もある。

エビ: エビには養殖ものと天然ものがある。その漁業違反歴から、作業部会はエビを IUU 漁業のリスクが高いと判断している。エビは加工、混合されることが多いため、水産物偽装の対象にもなる。エビの誤表示や誤伝達が大規模に行われており、その多くが重量偽装である。これには、トリポリリン酸ソーダ処理による水分保持力の増強が含まれる（トリポリリン酸ソーダの使用自体は問題でなく、それを表示しないことが問題）。養殖エビが天然エビと表示されたり、産地が偽装されたりする誤表示も問題である。加えて、輸入エビが米国に入る際のエビ魚種間の代用も多く報告されている。

メカジキ: メカジキは IUU 漁業と水産物偽装のリスクが共に高い魚種である。メカジキは回遊性が高く、その分布域には公海を含め多数の管轄権が含まれる。一部のメカジキ漁業及び地域では昔から漁業違反が発生しており、法執行能力の欠如の問題もある。ただし米国は、IUU 漁業と水産物偽装のリスク軽減の一環として、大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT) に従ってメカジキの統計証明プログラムを実施している。この証明書は、製品形態や漁獲された海域に関係なく、米国に入る全てのメカジキ製品に義務づけられている。ただし、このプログラムにはトレーサビリティプログラムなら含められるだろう幅広い情報は含まれていない（特に同プログラムの対象でない、大西洋外で漁獲された魚種に関する情報）。メカジキは転載が一般的に行われ、アオザメによる代用リスクが高い魚種でもある。

マグロ類 (*tunas*): マグロ類は水揚げ量、価値の高い魚種グループであり、以下の主要 5 魚種として、ビンナガマグロ、メバチマグロ、カツオ、キハダマグロ、クロマグロがある。一部のマグロ漁業及び地域で漁業違反が多く報告されている。さらに、マグロ、特にその付加価値製品の漁獲、転載、貿易の形態は複雑になりやすい。このマグロ魚種グループの様々な系群に関して多国間管理・報告措置が存在する一方、これらの管理・報告機構は情報の基準及び要件によって異なり、一部には完全な漁獲証明制度が提供されていない。また マグロ

は魚種の混合や転載を含む、複雑な加工の対象となっている。さらに、代用も多く行われており、そのほとんどがマグロ種間の代用である。加えて、毒素を含む場合があるバラムツがビンナガの代用に用いられるケースも報告されている。

作業部会はリスク魚種リストに掲載されているマグロ類の範囲を狭める方法に関してパブリックコメントを募った。寄せられたパブリックコメントで特に注意を引いたのは、リスクレベルは魚種によって大きく異なることである。さらに作業部会は、IUU 漁業及び水産物偽装のリスクレベルのばらつきを魚種別に検討した。作業部会は、クロマグロは IUU 漁業と水産物偽装のリスクが他のマグロ魚種より低く、リスク魚種リストには含めるべきでないと判断した。この決定は、「原則のうち 2 つについて分析した結果、IUU・水産物偽装のリスクは他のマグロ魚種より低いことがわかった」という我々の結論を反映したものだ。1 つ目として、米国市場に入るタイセイヨウクロマグロ、ミナミクロマグロに関しては、しっかりした漁獲証明制度が整備されており、これは地域漁業管理機関を通じて実施されている。クロマグロは長く IUU 漁業の対象になってきたことから世界規模で 3 魚種中 2 魚種について漁獲証明制度が整備されている。この 2 魚種は米国で取引されるクロマグロの大部分を占める。タイセイヨウクロマグロの漁獲証明制度は現在整備中である。クロマグロの既存の漁獲証明制度は IUU 漁業のリスクを完全に排除するものではないが、リスクを低いレベルに軽減する。2 つ目として、クロマグロは他のマグロ魚種ほどは代用の対象にはなっておらず、その理由には、クロマグロの色や質感が他魚種と異なることやクロマグロのバイヤーの識別能力が高いことが含まれる。作業部会はクロマグロ 3 魚種間のリスクレベルにさらなる変動がある可能性を認識しているが、クロマグロ 3 魚種間の新たな代用案を作る動機を生まないように、この 3 魚種を除外することを決めた。